令和２年８月７日

「感染症対策実行宣言」ステッカー等の利用にあたっての留意点

岩手県では、感染症対策をオールいわての取組として広くＰＲするとともに、来店者の安心感の醸成や販売促進・需要喚起に繋がる取組を支援するため、ガイドラインに準拠した感染症対策を実施した事業者が、「感染症対策実行宣言」を表示する「ステッカー」及び取組状況を表示する「ポスター」を作成しました。

事業者の皆さまには、各業界団体のガイドラインを参考に感染症対策を実施いただき、ご利用くださいますようお願いします。

１　利用にあたっての留意事項

ステッカー及びポスター（以下「ステッカー等」という。）を利用する事業者は、以下の条件に同意することとし、「岩手県 電子申請・届出サービス」への申請をもって以下の条件に同意した者とみなします。

・業種別ガイドライン等に準拠した感染症対策を実施すること。
・ステッカー等を不正に利用していると岩手県が判断した場合には、県からステッカー等の使用を取りやめるよう求める場合があること。また、その旨を公表する場合があること。
・本取組は、事業者における自主的な感染症対策の推進や対策済み店舗の周知支援を目的としているものであり、県において感染症対策を保証する認定・認証制度ではないこと。
・禁止事項を遵守し、プライバシーポリシーに異議がないこと。

２　禁止事項

利用者が次の行為をすることを禁止します。また悪質な場合には法的処置をとる場合があります。

（１）　登録情報・ステッカー等を第三者に貸与、譲渡、販売、又は再配布する行為
（２）　発行されたステッカー等を加工・編集・改ざんする行為
　　※　デザインの改変を含まない拡大・縮小による二次利用を除く。
（３）　有害なコンピュータプログラムを送信し、又は書き込む行為
（４）　本フォームの運営を妨害し、又は信用を毀損する行為
（５）　法令又は公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為
（６）　他人の権利又は財産若しくは人格的利益を侵害する行為
（７）　その他岩手県が不適当と認める行為

３　プライバシーポリシー

岩手県は、事業者名等の情報について次のとおり取り扱います。ただし、法令の規定に基づき司法機関又は他の行政機関から提供の申出があった場合は、この限りではありません。

（１）　申請者の登録情報は、感染症拡大防止を目的として使用し、他の目的には一切使用しませ

ん。

（２）　統計的に処理された本フォームの申請数や事業者名等の情報については公表することがあります。

（３）　申請者の申請情報は、岩手県並びにサービス及びコンテンツ提供者が善良なる管理者の注意義務をもって管理します。

４　ステッカー等のダウンロード方法等

（１）　「操作マニュアル」を参考にしながら「岩手県 電子申請・届出サービス」において店舗名等のほか、実施している感染症対策の内容を入力してください。

（２）　申請後、**画面に表示される「ＰＤＦファイルを出力する」という項目をクリックしていただき、ステッカー等を自身のパソコンに保存**してください。

（３）　ＰＤＦファイルをご自身のプリンターで印刷してください。

（４）　ステッカー等に**店舗の名称、実施している感染症対策の内容をマーカー等で記入**して、店舗に掲示してください。

当店独自の取組例

・３密を避けるため、事前予約の導入や個室対応を進める。
・店舗での密集を避けるため、テイクアウトに取り組む。
・お客様同士の距離を確保するため店舗のレイアウトを変更する。
・接触感染防止のためＱＲコードによる電子決済の機械を導入する。　　等

問い合わせ先
岩手県商工労働観光部経営支援課
商業まちづくり担当
TEL 019-629-5547
Mail AE0002@pref.iwate.jp

Ｑ＆Ａ

Ｑ１　業種別ガイドラインとはどのようなものか。	Ａ１ 　業種別ガイドラインとは以下のページにリンクを設定している各団体が作成した感染症対策のガイドラインを言います。こちらのガイドラインの趣旨を踏まえ、感染症対策を進めてください。 〇業種ごとの感染拡大予防ガイドライン https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryou/covid19/category_guideline.html （トップページ ＞ くらし・環境 ＞ 医療 ＞ 岩手県新型コロナウイルス感染症関連情報 ＞ 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン）
Ｑ２　申請できる者はどのような者か。	Ａ２ 　会社や個人事業主のほか、ＮＰＯ法人や公益財団法人等であっても『「感染症対策実行宣言」ステッカー等の利用にあたっての留意点』に記載した内容を遵守いただければ申請することができます。 　また、業種の指定もございません。
Ｑ３　店舗にステッカー等を掲示する場合はどこに掲示すれば良いですか。	Ａ３ 　たとえば、店舗の入り口等、対策店であることを周知・広報するのに適した場所に掲示いただければと考えております。 　また、印刷できる枚数に制限は設けておりませんので、必要な枚数を掲示してください。
Ｑ４　複数店舗を経営している場合はどのように申請すれば良いのか。	Ａ４ 　店舗ごとに申請してください。
Ｑ５　カラーで印刷する必要があるのか。	Ａ５ 　カラーが望ましいと考えておりますが、白黒で印刷しても構いません（ただし、青色を赤色にするなどの加工・改ざんはお止めください。）。